

総合計画審議会部会の設置について

- 1 茨城県総合計画審議会条例(平成6年茨城県条例第4号)第6条第1項の規定により、
審議会に次の部会を置く。
 - (1) 総合部会
 - (2) 住みよいいばらきづくり専門部会
 - (3) 人が輝くいばらきづくり専門部会
 - (4) 活力あるいばらきづくり専門部会
- 2 各部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 各部会に専門委員を置く。
- 4 各部会において、調査審議する事項は次表のとおりとする。

部会における調査審議事項

部 会	調 査 審 議 事 項
総合部会	時代の潮流と茨城の特性等, 茨城の将来見通し, 茨城づくりの基本方向, 地域づくりの基本方向, 計画推進の基本姿勢, 重点戦略, その他計画全般に関する事項
住みよいいばらきづくり専門部会	少子高齢社会, 保健・医療・福祉, 健康づくり, 防犯・治安・安全, 消費生活, 防災, 地球温暖化, 環境保全, 住環境, 地域社会活動, 国際化・多文化共生など
人が輝くいばらきづくり専門部会	教育, 人材育成, 学校・家庭・地域の連携, 男女共同参画, 青少年育成, NPO, 社会参画, 国際交流, 生涯学習, 文化・芸術, スポーツ振興など
活力あるいばらきづくり専門部会	産官学連携, 科学技術, 商工・サービス, ものづくり, 農林水産業, 産業人材育成, 雇用, 広域交通, 地域振興, 観光, 物流, IT, 地域ブランド, イメージアップなど

部会に属すべき委員の指名について

(敬称略)

部 会	部会長・副部会長	部 会 委 員
総合部会	蓮 見 孝 川 上 美智子	飯 泉 智 弥 石 田 東 生 板 本 洋 子 曾 我 日出夫 平 沼 憲 一 村 田 昌 子 吉 岡 鞠 子 淀 川 ゆ き
住みよい いばらきづくり 専門部会	川 上 美智子 村 田 昌 子	板 本 洋 子 中 崎 妙 子 中 原 智 子 深 谷 めぐみ 谷 萩 八重子
人が輝く いばらきづくり 専門部会	曾 我 日出夫 淀 川 ゆ き	飯 泉 智 弥 宇佐見 恵 子 大 越 福 枝 沼 尻 克 枝 長谷川 智恵子
活力ある いばらきづくり 専門部会	石 田 東 生 平 沼 憲 一	速 水 智 子 藤 井 保 彦 山 崎 正 志 吉 岡 鞠 子

(備考) ◎印は部会長, ○印は副部会長である。